【特集】安倍首相は退陣せよ

安倍改憲が憲法96条で違憲無効となる証明

～解釈変更の虚偽による「騙され改憲」～

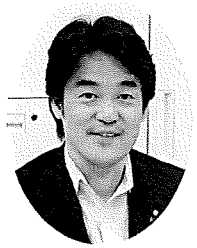

小西　洋之（参院憲法審査会幹事・民進党政調副会長
全国憲法研究会・憲法理論研究会　会員）

○はじめに

安倍総理は5月3日の憲法記念日に、「9条の平和主義の理念については、未来に向けて、しっかりと堅持していかなければならない」とした上で、「1項、2項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む」という憲法9条に関する改憲を行い、「2020年中に施行したい」と公言しました。

この安倍総理の発言によって、自民党は今年中に9条改憲案を作成し、来年に国会提出をする方針で動いています。また、公明党、日本維新の会も7月から9条改憲案を議論するとしています。このままでは、これら改憲勢力によって、来年の通常国会の間に憲法改正の発議がなされ、来年中に必ずある総選挙と同時に憲法改正の国民投票が行われるのはほぼ確実な情勢と指摘されています。

これまで安倍総理は、総選挙・参院選を四連勝し、13年の特定秘密保護法、14年の解釈変更、15年の安保法制、17年の共謀罪と大きな政治戦を連続して強行突破しています。現状の野党支持率などを踏まえると、この絶大な安倍一強の下で9条改憲の行く末も大いに危惧せざるを得ません。

しかし、そもそも安倍総理の9条改憲は一体何を意味するのでしょうか？自衛隊の存在を明記するだけで9条の内容はそのまま維持されるのか、あるいは、実は9条の内容が変わってしまうのか。憲法違反の解釈変更や安保法制はどうなるのか。漠然とする問題を整理して、その真実を明らかにし、それに基づいて戦略・戦術を立案する必要があります。

結論を先に申し上げれば、安倍総理の9条改憲は、①単なる自衛隊の明記に止まらず**絶対の違憲立法である安保法制をなし崩し的に合憲化**し、②安保法制によって空文化された**9条と前文・平和主義を死文化**します。そして、何より問題なのは、**③国民を騙す虚偽による憲法改正としてそれ自体が違憲無効の憲法改正**となり、その結果、④「押し付け憲法論」どころではない**「騙され憲法論」ともいうべき想像を超える大混乱を社会にもたらすことになる究極の蛮行**です。（なお、**⑤国際法違反の先制攻撃を無理矢理に合憲化する違憲無効の憲法改正**ともなります。）

前者の①、②については「結論は賛成」という意見もあるでしょう。しかし、後者の③、④、⑤の結論を是認する国民はいないでしょう。これは、自衛隊を憲法に明記するか否かや安保法制に賛成、反対といったあらゆる立場を超えて、私たちの国が法治国家であり続けそれを子ども達に引き継いでいくためには、**誰もがその真実から目を背けることが許されない、絶対に許してはいけない究極の暴挙**なのです。そして、**この「改憲自体が違憲無効になるという真実」こそが、安倍総理の改憲を阻止し、安倍政権を倒閣する唯一の方法にして最強の武器になるのです。**

以下、国会議員の憲法尊重擁護義務（99条）と憲法学会に属する一科学者の良心に懸けて、この真実をご説明し、空前絶後の暴挙を如何に打倒するかその政治戦略をご提案します。

1．集団的自衛権行使の解釈変更はなぜ絶対の違憲なのか

安倍総理の9条改憲の真実を理解するためには、まず、「安倍総理の解釈変更とは何か。それによって9条がどうなっているのか」の科学的事実についての理解が必須となります。

実は、安倍総理の9条の解釈変更は、何らかの法的な論理によるものではなく、「昭和47年政府見解」という古文書の中に限定的な集団的自衛権の論理をねつ造した不正行為（インチキ、ペテン）によるものなのです。法論理ではない不正行為によるものですから、未来永劫に絶対の違憲です。つまり、解釈変更とそれに基づく安保法制は、「9割以上の憲法学者が違憲と言っているから違憲」なのではなく、**日本語が解読でき常識を持つ国民であれば絶対に違憲と断定せざるを得ない暴挙**なのです。そして、このことは、2015年の安保国会で論理と物証をもって完全に証明されています。実は、大きな政治問題となった加計・森友学園の問題などと違って、「安倍総理が絶対悪の憲法違反を犯したことが物証を持って完全

に証明済みの問題」なのです。これは、日本社会で最重要の問題であり、真相を知れば中高生でも理解できる話しなのですが、前二者と違って、新聞・テレビで十分な報道に至らず、世論化されていないだけなのです。

そして、国民から憲法を奪った解釈変更の不正行為によって再び国民を騙して、今度は憲法改正によって未来永劫に国民から憲法を奪い去ろうとしている民主制における究極の蛮行というべきものが安倍総理の9条改憲なのです。

(1)安倍内閣の合憲の根拠　～たった一言の読み替え詐欺～

安倍総理は、「9条の条文を変えない限り不可能」と全ての内閣が国会答弁していた集団的自衛権を、解釈変更だけで可能にし、「合憲だ」と主張しています。しかし、安倍内閣が7・1閣議決定に明記し国会答弁する合憲の根拠はたった一つしかありません。「**昭和47年政府見解**の中に、実は、その作成当時から、限定的な集団的自衛権行使が合憲となる9条解釈の「**基本的な論理**」が明記されている。なぜなら、当時の作成者である吉國内閣法制局長官、真田次長、角田第一部長の頭の中にこの「**基本的な論理**」があってそれが書き込まれたものだから。つまり、元々合憲だったのだ。」というものです。

具体的には、47年見解の中の「**外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる**」という文章の中の「**外国の武力攻撃**」という文言にたまたま「誰に対する」と明記されていないので、「我が国に対する外国の武力攻撃」(＝個別的自衛権の局面)だけでなく、「同盟国に対する外国の武力攻撃」とも読み替えることができると主張し、「同盟国(米国)に対する外国(イラン)の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる」(＝集団的自衛権のホルムズ海峡事例)という文章が成立すると主張しているのです。(図1の右下を参照)

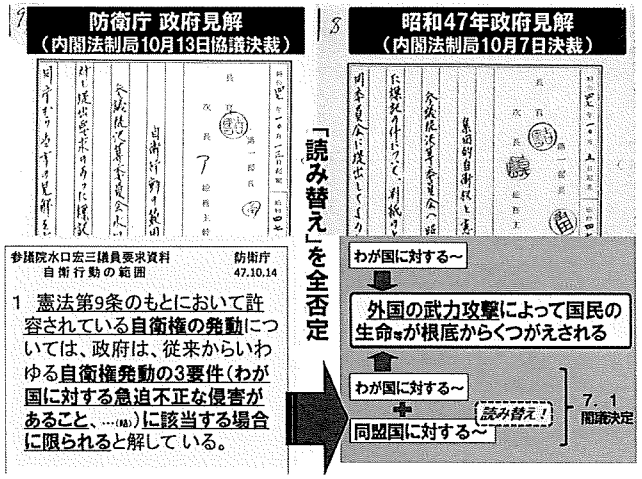

(図1)

そして、7・1閣議決定においては、この個別的自衛権と集団的自衛権の両方を含んだ論理こそが歴代政府の9条解釈の「**基本的な論理**」であると主張し、それが、「昭和47年政府見解の中に明確に示されている」と明記し、断言しているのです。

(2)安倍内閣の解釈変更が単なる不正行為であることの証明

しかし、「外国の武力攻撃」との文言を「同盟国に対する外国の武力攻撃」と読み替えて、昭和47年政府見解の中に限定的な集団的自衛権を含む「基本的な論理」があるとする安倍内閣の主張が、「何らかの法的な論理ではなく単なる不正行為(インチキ、ペテン)である」ことは以下の物証と論理によって科学的に完全に証明されています。

① 47年見解の作成者達が国会答弁などで全否定している

昭和47年政府見解の最終決裁権者の吉國長官が、作成のきっかけとなった三週間前の国会答弁において、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる」という文言を用いながら集団的自衛権行使は違憲であると明言し、「同盟国に対する外国の武力攻撃」という読み替えそのものを論理的に否定する答弁を繰り返し行っています。

■吉國内閣法制局長官　答弁(昭和47年9月14日)

「憲法第九条の戦争放棄の規定によって、他国の防衛までをやるということは、どうしても**憲法九条をいかに読んでも読み切れない**。わが国が侵略をされてわが国民の生命、自由及び幸福追求の権利が侵されるというときに、この自国を防衛するために必要な措置をとるというのは、**憲法九条でかろうじて認められる自衛のための行動**」

「憲法第九条の規定が容認しているのは、個別的自衛権の発動としての自衛行動だけだということが私どもの考え方で、これは政策論として申し上げているわけではなくて、法律論として、その法律論の由来は…、わが国が侵略された場合に、わが国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除するための措置をとるというのが自衛行動だという考え方で、その結果として、集団的自衛のための行動は憲法の認めるところではないという法律論として説明をしている」

同じく47年見解の決裁者である**真田次長、角田部長**も、その前後の幾つもの国会答弁で、集団的自衛権行使は「**よもや憲法9条がこれを許しているとは思えない**」(昭和47年5月12日　真田次長)、「集団的自衛権につきましては**全然行使できないわけでございますから、ゼロでございます**」「集団的自衛権は**一切行使できない**」「日本の集団的自衛権の行使は**絶対にできない**」(昭和56年6月3日　角田部長(当時は長官))など、集団的自衛権行使が違憲であることを明言しています。

② ご健在の作成者がご自身の証言で全否定している

なお、唯一人御健在の角田部長にあっては、複数の報道機関の取材に対し、「ここに書かれてある「**外国の武力攻撃**」は、

日本そのものへの攻撃のことです。日本が侵略されていないときにどうなる、なんて議論は当時なかった」(15年8月28日週刊朝日)、「この見解の中に限定的な集団的自衛権が認められているなんて、**誰もそんなことは考えていなかった**」(16年6月3日 週刊金曜日)、「**(「外国の武力攻撃」の対象は)日本のこと。**同盟国のことは考えていなかった」(16年7月1日 共同通信)など、作成者ご自身の証言、いわば生き証人として「同盟国に対する外国の武力攻撃」という読み替えを否定なさっています。小西も16年11月3日に角田先生に直接お会いした際にこれらと同じ見解を伺い、12月8日に国会でその内容を紹介し議事録に刻んでいます。

③ もう一つの47年見解たる「防衛庁 政府見解」が全否定

「昭和47年政府見解」と同じ9月14日の国会質問を受けて当時の防衛庁が作成し、内閣法制局に国会提出の決裁を仰ぎ、吉國長官ら三名が署名捺印した「**防衛庁 政府見解**」においては、「憲法第9条のもとにおいて許容されている**自衛権の発動**については、政府は、**従来からいわゆる自衛権発動の3要件(わが国に対する急迫不正な侵害があること(略))に該当する場合に限られる**と解している」と明記され、47年見解において「我が国に対する外国の武力攻撃」ではない「同盟国に対する外国の武力攻撃」という読み替えを行うことが絶対に許されないことが明々白々に示されています。(図1参照)

このように、安倍内閣による「**昭和47年政府見解の読み替え**」が、何らかの法的な論理ではなく単なる不正行為であることは、それを作成した当事者の国会答弁や現在の生の証言、さらには、その当時に同時に作成された他の政府見解の文言から、**物証と論理を持って科学的に完全に証明されている**のです。**それが故に、解釈変更は政府の憲法解釈としての「論理的整合性と法的安定性」(7・1閣議決定)を真っ向から破壊するものとして、絶対に合憲になりえず、安保法制は未来永劫に違憲無効なのです。**

(3)最高レベルの法律家や社説報道も「絶対の違憲」等を主張

そして、解釈変更が不正行為による暴挙であることは、安保国会では、濱田邦夫 元最高裁判所判事が「**法匪**というあしき例であり、**法律専門家の検証に堪えられない**」「裁判所に行って通るかというと通らない」(15年9月15日)、宮崎礼壹 元内閣法制局長官が「**いわば黒を白と言いくるめる類いと言うしかありません**」(6月22日)、などと明言されています。

さらに、著名な憲法学者の方々も、この非科学の不正行為を根拠に違憲と断じる論文を発表されています。(学習院大学法科大学院 野坂泰司教授 岩波書店「世界」(16年8月)等)

また、**朝日新聞**(16年9月19日)や**東京新聞**(同20日)においては、「昭和47年政府見解の読み替え」を根拠に**自らの見解で違憲と断じる社説報道**をしています。

※「昭和47年政府見解の読み替え」の詳細な説明は、小西HPで全文公開の著書「私たちの平和憲法と解釈改憲のからくり」(八月書館 15年8月)を参照。「昭和47年政府見解の写し」も掲載。

2. 安倍総理の改憲は虚偽による憲法改正となる

さて、ここからがこの小論の本題です。9条は安倍総理の不正行為の魔の手によって本来とは全く違う解釈に改変されています。この状況において、安倍総理の主張する自衛隊を明記する改憲によって、何が生じるのでしょうか。

まず、自衛隊の存在を明記した「**9条の2**」という条文案を考えてみました。【A】は安倍総理の改憲の元と指摘される学者の論文をベースにしたもの、【B】は解釈変更のねつ造の論理である「基本的な論理」から作れた限定的な集団的自衛権を許容する「武力行使の新三要件」をそのまま条文化したものです。

A:フルスペックの集団的自衛権行使が可能

第九条　日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2　前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第九条の二　我が国の平和と独立を守るため、確立された国際法規に基づく**自衛権を行使**するための組織として**自衛隊を保持する**ものとする。

B:限定的な集団的自衛権行使が可能(「武力行使の新三要件」)

第九条　(略)

第九条の二　我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態において、これらの武力攻撃を排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない場合に、必要最小限度の**自衛権を行使する**ための組織として**自衛隊を保持する**ものとする。」

さて、冒頭に紹介したように、安倍総理は「自衛隊の存在を明記するだけで従来の9条の解釈は変えない」と述べています。国会においても、「9条の1項、2項を残すというこ

とでありますから、当然今まで受けている憲法上の制約は受ける、その制約は変わらない」と答弁しています（5月9日）。そして、安倍総理の意を受けた自民党の保岡興治 憲法改正推進本部長は「9条の従来の政府解釈を1ミリも動かさないで自衛隊を憲法に明確に位置付ける」と発言しています（6月12日）。また、公明党においても9条に関する改憲は安保法制の枠内に止める方針とされています。

ここで、安倍総理らが述べている「従来の9条の解釈」とは、解釈変更（7・1閣議決定）によって生み出された**限定的な集団的自衛権行使を許容する9条解釈の「基本的な論理」**のことですが、**実は、この安倍総理の暴挙たる解釈変更が、安倍総理の宿願の憲法改正を不可能にしてしまうのです。**

なぜなら、「従来の9条の解釈を変えない、動かさない」という安倍総理の主張を論理的に突き詰めると、**実はこれが、「9条の従来解釈の「基本的な論理」が、昭和47年政府見解の中に、それが作成された当時から存在している」という虚偽の主張に基づく憲法改正にならざるを得ない**からです。

つまり、安倍総理は、以下のように47年見解の中にあるはずもない限定的な集団的自衛権を許容する9条解釈の「基本的な論理」なるものの存在を主張し、それによって「従来の政府解釈は何も変わっていない」という虚偽の主張をすることになります。

安倍総理：「9条の2に自衛隊の存在を明記するだけで、従来の9条の解釈は何も変わっていない。安心して国民投票で賛成して欲しい。」

野党議員：「9条の2の「自衛隊」は限定的な集団的自衛権行使ができるのか？」

安倍総理：「もちろんだ。従来の9条解釈の枠内である安保法制で可能な行動は全てできる。」

野党議員：「9条において限定的な集団的自衛権ができるという「従来の9条の解釈」なるものはどこから来たのか？集団的自衛権はずっと違憲とされていたはずだ。」

安倍総理：「昭和47年政府見解の中に、限定的な集団的自衛権行使を許容する従来の9条解釈の「基本的な論理」が存在している。よって、限定的な集団的自衛権行使はもともと合憲だったのだ。ずっと合憲だったのだ。」

この安倍総理の説明のうち、最後の太字の部分は真っ赤なウソ、虚偽によるものです。なぜなら、「1.」でご説明したとおり、47年見解の中には限定的な集団的自衛権を許容する「基本的な論理」なるものは影も形も存在しないからです。この虚偽の主張によって安倍総理の「**9条の2改憲**」において何が生じるのか、検証します。

3. 安倍総理の憲法改正が違憲無効になることの証明

(1)虚偽に基づく憲法改正は憲法96条違反で違憲無効となる

憲法改正は、憲法96条によって、衆参の本会議での2／3以上の賛成による憲法改正の発議によって行われます。

> 第九十六条　この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

この96条による国民への憲法改正案の「提案」の中で、安倍総理や自民党は、「この憲法改正は、自衛隊の存在を明記した9条の2を新たに追加する改正である。しかし、9条の従来の解釈は何ら変更されていない。9条の従来の解釈とは、47年見解の中に存在する限定的な集団的自衛権を許容する「基本的な論理」である。」という説明を行うことになります。

これを聞いた国民の皆さんは、「ああ、そうか。自衛隊を明記するだけで、9条の解釈は従来のものと変わらないんだな。昭和47年政府見解という、45年以上も前の政府文書の中に、もともと、集団的自衛権行使は合憲と書いてあったんだ。」と受け止めて、国民投票で賛成あるいは反対の票を投じることになります。

しかし、**これは虚偽の主張により国民を騙して行う憲法改正として、何らの法的な正統性を認めることができず、憲法96条に反して違憲無効になります。**なぜなら、96条による憲法改正は、論理的には9条の解釈を（前文・平和主義などの憲法の基本原理の枠内であれば）どのようにも変えることができます。しかし、主権者である国民を騙し、その判断を誤らせて国民投票をさせ、新しい憲法を作ることが96条で認められるとは到底、解せないからです。具体的には、96条の「**提案**」に虚偽によって国民を欺く行為が含まれると解釈することはできませんし、国民の「**承認**」が虚偽の主張によって騙されて行うことを含むと解釈することは認めようがないのです。

更に、これは、**主権者である国民の憲法制定権を悪用するもの**であり、憲法の基本原理である国民主権（前文、第1条）に反し、また、憲法が立脚する法の支配・立憲主義の普遍原理に反する究極の暴挙となります。なお、国民主権に反し違憲無効であることは、憲法前文の「この憲法は、かかる原理に基くものである。**われらは、これに反する一切の憲法・・・を排除する。**」という明文規定によっても明らかです。

(2)虚偽に基づく憲法改正は国民投票法違反で違法無効になる

安倍総理や自民党の虚偽による憲法改正は、憲法96条に違反して違憲無効となるのみならず、**憲法改正の手続法である**

国民投票法にも違反して無効となります（違法無効）。

国民投票法第11条では、衆参の国会議員からなる「国民投票広報協議会」を設置し、国民に対して憲法改正案の内容をさまざまな媒体によって広報することになっています。具体的には、第14条で同協議会が改正案の「要旨」、「参考事項の分かりやすい説明」、「発議に当たっての賛成意見を掲載した公報の原稿」などを作成することになっています。これらに書かれる安倍総理や自民党の主張のすべてが、虚偽の主張に基づくものになり、**このような広報で国民を欺き、国民が騙されて投票する憲法改正は、何らの法的な正統性も認められないものであり、**憲法96条だけでなくこの国民投票法そのものにも違反して無効となります。

■日本国憲法の改正手続に関する法律

第十四条　国民投票広報協議会は、次に掲げる事務を行う。

一　国会の発議に係る日本国憲法の改正案（以下「憲法改正案」という。）及びその要旨並びに憲法改正案に係る新旧対照表その他参考となるべき事項に関する分かりやすい説明並びに憲法改正案を発議するに当たって出された賛成意見及び反対意見を掲載した国民投票公報の原稿の作成

なお、こうした虚偽に基づく違法な国民投票の実行に対しては、同法127条により国民投票無効の訴訟が提起可能であり、同法133条において裁判所は緊急の必要があるときは憲法改正の効果の発生の全部停止等ができることになっています。

（3）憲法99条の国会議員の憲法尊重擁護義務に反する違憲無効

憲法改正は、衆参の憲法審査会において憲法改正原案が提案・審議・採決され、その後に衆参の本会議で憲法改正原案が提案・審議され、最終の本会議での採決をもって国民に対し憲法改正案として発議・提案されます。しかし、そもそも9条を法規範として扱わない「昭和47年政府見解の読み替え」という虚偽の主張に基づくこれらの全ての行為（以下、「改正案の発議等」という）は、**端的に、憲法99条に定める国会議員の憲法尊重擁護義務に反する**ことになります。96条は国会議員に改正案の発議等をすることを委ねていますが、だからとって、その過程で国会議員が9条の法規範が非科学の不正行為によって破壊されていることを放置し、更には、その破壊を利用しそれを誤魔化す虚偽の主張によって改正案の発議等を行うことを認めていないことは明らかであり、**これらの憲法改正に係る行為の全てが憲法尊重擁護義務に反し、違憲無効となります。**

このことは、99条の憲法尊重擁護義務は、国民主権原理（前文・第1条）並びに憲法の立脚する法の支配・立憲主義の普遍原理に対する「尊重擁護義務」も法理として当然に含むことからも明らかです。安倍総理や自民党議員の意図する改正案の発議等は、まさに**国民主権の法治国家を破壊し安倍主権の人治国家**を固定化する（虚偽に基づく最高法規を戴く**神権国家**も過言でない）究極の99条違反、違憲無効の暴挙です。

（4）国際法違反の先制攻撃を合憲化する違憲無効

国際法上の一般的な集団的自衛権は必ず他国防衛の目的を持ってなされるものですが、限定的な集団的自衛権は「**他国防衛の目的を有さずに、自国防衛の目的のみで相手国より先に武力行使を行うもので、世界の国で日本以外に例がない**」と答弁されています。実は、これは**国際法違反の先制攻撃**の実体にあり、国際法遵守の憲法98条2項や「いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならない」と定める前文の国際協調主義に反し、国会の改正案の発議等と国民による国民投票の全過程が違憲無効となります。

■衆平和安全特別委員会（平成27年6月22日）

○宮崎礼壹　元内閣法制局長官　　最近、政府当局者は、自国を守るための集団的自衛権とそれ以外の集団的自衛権を分け、前者は合憲、後者は違憲と言っています。**しかし、自国防衛と称して、攻撃を受けていないのに武力行使をするのは、違法とされる先制攻撃そのものであります。**

4．9条の2改憲は「騙され改憲」として未曾有の大混乱を生じる

以上から、安倍総理の9条の2改憲は、法的に無効の空前絶後の暴挙であることが明らかになりました。これは、虚偽に基づく違憲かつ違法な国民投票として「3．（2）」で述べたように国民投票無効の訴訟等が提起可能ですが、こうした改憲が実行される以前に、何が何でも日本社会の民主主義の力で絶対に阻止しなければなりません。

しかし、**仮に、9条の2改憲の国民投票が強行され、憲法改正に賛成が過半数の結果となったとしても、憲法改正の有効性を巡って果てしない大論争が生じる**ことになります。これは、安倍総理や与党の虚偽の説明を信じて賛成票を投じてしまった（反対票を投じることも）、また、そもそも改正案の発議等が国会議員の憲法尊重擁護義務に違反して違憲無効ではなかったのかなど、「3．」でご説明した全ての違憲・違法論点を巡って批判が生じ得ます。その結果、いわゆる「押し付け憲法論」どころの次元ではない、**国民が騙されて国民投票をさせられてしまった、与党議員らによる集団詐欺によって国民が憲法を奪われてしまったなどの「騙され憲法論」ともいうべき未来永劫に克服困難な政治的・社会的な大混乱を巻き起こすことになるのです。**

なお、この結果、安倍総理の改憲の口実と裏腹に、**自衛隊の信用は却って国内外で大きく毀損されることになります。**

【重要解説】9条の2には「武力行使の新三要件」を書くしか選択肢がない

実は、安倍総理や自民党の「9条の従来の政府解釈を動かさない、変えない」という主張に立つならば、**9条の2の条文は条文例【B】にある限定的な集団的自衛権行使を許容する「武力行使の新三要件」を一言一句過不足なく規定する以外に論理的に選択肢がありません。**なぜなら、武力行使の新三要件は「昭和47年政府見解の読み替え」の不正行為でねつ造された9条解釈の「基本的な論理」の文言から作られたものであり、「新三要件を超える武力行使は、憲法9条の改正が必要」(政府答弁)とあるように、安倍内閣の論法においても9条で許容される限界ギリギリの要件だからです。よって、新三要件は、安保法制の法律の条文にも過不足なくそのまま規定されており、もし、新三要件の文言を少しでも削ったり足したりすると、限定的な集団的自衛権を超える武力行使が論理的に可能になってしまうのです。(なお、条文例【A】はフルスペックの集団的自衛権です。)

【重要解説】9条の2改憲は9条と前文の平和主義の法理を完全に破壊する

実は、そもそも不正行為でねつ造された「基本的な論理」に基づく「武力行使の新三要件」による限定的な集団的自衛権は、歯止め無き・無限定な海外派兵を可能にするフルスペックの集団的自衛権と何ら変わらない代物です。

よって、9条の2の制定は、既に解釈変更・安保法制で空文化している9条1項・2項の完全な死文化となります(例えば、2項の「戦力の不保持」、「交戦権の否認」などが無意味な規定となる)。そして、同様に解釈変更・安保法制で空文化している9条の法的な母と解釈されている「全世界の国民の平和的生存権の確認」など前文の三つの平和主義の法理も完全に死文化します。(※小西著書第二章、第五章を参照)

5. まとめ ~安倍総理の改憲を阻止する戦略~

以上のように、**安倍総理の解釈変更は法治国家では絶対に許されない暴挙であり、安倍総理の9条の2改憲は、解釈変更で国民を欺いた不正行為を用いて再度国民を欺き、国民自らの手で憲法を破壊させようとしている民主制における究極の蛮行であるのです。**もはや、日本国民の国民主権が極限まで否定され、民主国家・法治国家としての存立の瀬戸際に追い詰められていると覚悟しなければなりません。

しかし、安倍総理の「昭和47年見解の読み替え」は未来永劫に絶対不滅のインチキ、ペテンですので、安倍総理の解釈変更と憲法改正が合憲となることは永久にあり得ません。であるのならば、私たち日本国民に選択肢は一つしかありません。解釈変更(7・1閣議決定)を廃止し、安保法制を廃止し、安倍内閣を打倒する。これ以外に、私たちが主権者として自らと子ども達のために為すべきことは存在しないのです。なお、仮に、安倍総理の解釈変更等を放置したまま他分野の改憲を追求する場合は、私たちは、不正行為による絶対違憲の武力行使で戦死する自衛隊員や国内外の市民を無視し、法の支配・立憲主義を否定する主権者となってしまうのです。改憲の前に壊憲を打破し、まずは**安倍主権の人治国家から国民主権の法治国家**に戻ることが必須なのです。

では、安倍総理の改憲を阻止し、解釈変更・安保法制の廃止を実現するためには何が必須か。**安倍総理を打倒するためには、結局、議院内閣制で安倍総理を支えている自民党と公明党の国会議員に安倍総理を見捨てさせるしか手段がありません。**逆に、彼等に「こんな凄まじい不正行為は知らなかった。これで改憲などとんでもない。自分は手を引く!」と決断してもらえれば、過去の多数の内閣退陣の例のようにあっという間に安倍内閣を倒閣させることができます。

そのために、とにかく、「昭和47年政府見解の読み替え」という暴挙を広く世論化するしかありません。世論化とは、**新聞報道やニュース番組はもちろん、テレビのワイドショーまでこの問題を伝えることです。**安倍総理の改憲を阻止するには、私たちの憲法が安倍総理によってどのように壊憲されているのかの「真実」を国民が知る以外にないのです。

従って、あらゆる憲法学者、政治学者、弁護士等の専門家、報道関係者などが歴史の教訓と職業倫理に基づき「昭和47年政府見解の読み替え」の問題を繰り返し、徹底的に国民に訴えて頂くしか手段がありません。市民の皆さんもこの「安倍総理が真に恐れる不倒かつ最強の論点」を改憲勢力にぶつけて頂くことが必須です。**もちろん、第一義の責任は憲法尊重擁護義務を負う野党(の国会議員)です。**安倍総理に壊憲を利用した改憲を許してしまったらもはや野党は存在意義がない。そういった覚悟で全党首が先頭に立って闘わなければなりません。

政治とは時間との闘いです。安倍総理の改憲が濁流となる前にこちらから先制する必要があります。すなわち、自民党などの改憲勢力が9条の2改憲の条文案の検討に止まっている間に「議員生命を失うようなこんな馬鹿なことはやってられない」と諦めて頂く必要があります。**そのためには、この夏が最後のチャンスです。**7月1日(解釈変更三年)、8月6・9・15日、9月19日(安保法制二年)の節目を勝負に、秋までに安倍総理の9条の2改憲を打倒する世論が形成できなければ、「騙され改憲」を阻止することは非常に困難となります。しかし、昭和47年政府見解の読み替えは永久不滅のインチキです。**必ず勝てる闘いです。頑張りましょう!**

※本稿は、小西の一国会議員及び一科学者としての立場によるものです。

【補足説明】　「限定的な集団的自衛権行使の解釈変更には触れない」との改憲の場合

本稿の脱稿後に、自民党の保岡興治 憲法改正推進本部長より「安倍総理は、政府解釈も含めた憲法９条の解釈には一切触れずに、自衛隊が違憲との議論の余地をなくす改正を提案」（6 月 21 日）、同本部顧問に就任した高村正彦副総裁より「自衛隊は憲法違反という神学論争に終止符を打とうというのが安倍総理の提言。集団的自衛権は憲法学者が違憲だといっているが、この神学論争には今回の改正では終止符を打たない」（6 月 20 日）との旨の発言がなされました。これらの最高責任者の発言からは、現時点において、安倍総理以下の自民党は、①従来の政府解釈は一切動かさずそのまま維持し、かつ、②7.1 閣議決定の解釈変更の合憲性などについては触れない憲法改正なるものを企図しているものと解されます。

この新方針②があろうとなかろうと、**「従来の政府解釈は一切動かさない」という方針①を安倍総理らが維持する以上は、本稿で論じたとおり自衛隊明記の改憲は憲法 96 条等に違反し違憲無効となります（本稿の結論はなんら影響を受けません）**が、以下補足します。

まず、上記の方針①、②を踏まえて、自衛隊の存在を明記した「第９条の２」の条文案の例を示すと、P. 37 の【Ａ】、【Ｂ】とは異なり、自衛隊の行使する自衛権の内容について（「必要最小限度」以外）何ら規律をしない以下の【Ｃ】の類型が考えられます。

Ｃ：限定的な集団的自衛権行使が可能　（自衛権行使を規律しない）

第九条の二　前条の規定は、**必要最小限度の自衛権を行使**する実力組織（**自衛隊**という。）を設けることを妨げるものと解釈してはならない。

第九条の二　前条の規定に反しない範囲内で、**必要最小限度の自衛権**を行使する**自衛隊**を保持するものとする。

第九条の二　この憲法の条規及び確立された国際法規に照らし法律で定めるところにより、**必要最小限度の自衛権の行使**その他必要な活動を行う組織として**自衛隊**を保持するものとする。

要するに、「従来の政府解釈を維持する」という主張に立つならば、第９条の２は「武力行使の新三要件」を一言一句過不足なく規定する（【Ｂ】）か、逆に、自衛権の行使の内容について（「必要最小限度」以外に）何も規律しない条文とする（【Ｃ】）しか論理的に選択肢がないものと解されます。しかし、【Ｂ】については武力行使の新三要件という集団的自衛権行使の論争に真っ正面から決着を付ける憲法改正となるため、結局、現在の方針①、②の下で自民党が用意できる改正案は【Ｃ】のみになるものと解されます。

ただし、この【Ｃ】についても、衆参の憲法審査会及び本会議での審議において、「第９条の２に明記された自衛隊は限定的な集団的自衛権行使はできるのか」との条文解釈の追及に対し与党の憲法改正原案の発議者は、当然、「この自衛隊は、昭和 47 年政府見解に示されている「基本的な論理」が許容する限定的な集団的自衛権行使を始め安保法制で可能とされている全ての行動ができる」との条文解釈を明らかにせざるを得ないことになるため、結論として【Ｃ】は【Ｂ】と同じく「安保法制を合憲化する憲法改正」にならざるを得ないものと解されます。

以上から、現時点における安倍総理の改憲とは、**『条文の形態を問わず必ず安保法制を合憲化する改正となり、かつ、「従来の憲法解釈を維持する」との方針に基づく改憲』**ということになり、いずれにしても、**こうした改憲は「従来の憲法解釈を維持する」ものである以上、本稿で論じたとおり憲法 96 条等に違反し違憲無効**となります。　（文責：小西洋之）

マスコミ市民●2017年７月１日（毎月１回１日発行）通巻582号／1967年５月６日　第３種郵便物認可

月刊 マスコミ市民

◆ジャーナリストと市民を結ぶ情報誌

2017 7 582

特集 安倍政権は退陣せよ

「安倍は辞めろ」から、「安倍を捨てろ」へ　佐高　信　川崎　泰資

介入、忖度、迎合の安倍強権政治を打ち破る　水島　朝穂

正当な判断を欠いた、安倍首相の「９条改憲」発言　木村　草太

安倍改憲が憲法96条で違憲無効となる証明　小西　洋之

歴史の教訓から、天皇制と安倍強権政治を考える　保阪　正康

朝鮮半島情勢と今後の日韓関係　李　鍾　元

首相の自衛隊明記改憲案の政略 9条全体無効化を狙う!?　田嶋　義介

■連載■

柴田　鉄治　戸崎　賢二　前田　朗　高橋　潤

しんすご（辛淑玉）

マスコミ市民　発売（株）アストラ　発行人　大治浩之輔　編集人　石塚聡　〒一五七-〇〇六二　東京都世田谷区南烏山四-十三-三-一〇三

9784909161031

ISBN978-4-909161-03-1

C0036　￥630E

1920036006304

発行：ＮＰＯ法人　マスコミ市民フォーラム

発売：（株）アストラ

定価：本体　630円＋税

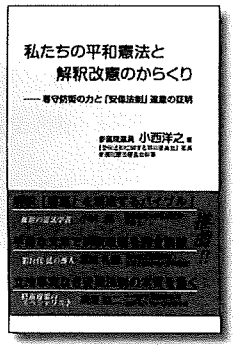

私たちの平和憲法と解釈改憲のからくり

●著　者　小西　洋之
●発　行　八月書館
●定　価　１５００円＋税
●ＴＥＬ　03-3815-0672

同調圧力メディア

●著　者　森　達也
●発　行　創出版
●定　価　１５００円＋税
●ＴＥＬ　03-3225-1413

現代語訳 幸田露伴　努力論

●訳　者　和田　宗春
●発　行　街から舎
●定　価　１８００円＋税
●ＴＥＬ　03-6638-6685

旅する平和学 世界の戦地を歩き傷跡から考える

●著　者　前田　朗
●発　行　彩流社
●定　価　２０００円＋税
●ＴＥＬ　03-3234-5931